

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成18年5月25日(2006.5.25)

【公開番号】特開2004-4027(P2004-4027A)

【公開日】平成16年1月8日(2004.1.8)

【年通号数】公開・登録公報2004-001

【出願番号】特願2003-100755(P2003-100755)

【国際特許分類】

**G 01 R 31/00 (2006.01)**

【F I】

G 01 R 31/00

【手続補正書】

【提出日】平成18年4月3日(2006.4.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】少なくとも1つの機能ボード、及び少なくとも1つの電圧変換機を含み、その際、前記電圧変換機によって発生された電圧が前記機能ボードに供給されるように、前記機能ボード及び前記電圧変換機が接続されており、制御信号を供給し、前記電圧変換機によって供給された前記電圧を制御するための電力制御回路を含む電気システムにおいて、前記電圧変換機がターンオフされた場合に、前記電力制御回路の前記制御信号をクランプすることを特徴とする、電気システム。

【請求項2】前記の電圧変換機がターンオフされた場合、前記電力制御回路の前記出力信号が制限されることを特徴とする、請求項1に記載の電気回路。

【請求項3】前記電気制御回路は入力端子と出力端子との間に接続されたスイッチを備えた演算増幅器を含み、前記電圧変換機がターンオフされた場合に、前記スイッチが閉じることを特徴とする、請求項1に記載の電気回路。

【請求項4】前記演算増幅器の前記入力端子が、電圧変換機によって供給される実際の電圧を転送する前記電気制御回路の第1の入力端子と、基準電圧を転送する前記電気制御回路の第2の入力端子とにそれぞれ接続されており、かつ、前記スイッチが前記第1の入力端子に接続されていることを特徴とする、請求項3に記載の電気回路。

【請求項5】前記スイッチに対して並列にコンデンサが接続されていることを特徴とする、請求項3に記載の電気回路。

【請求項6】制御信号を転送する前記演算増幅器の前記出力端子が、電圧変換機に接続されていることを特徴とする、請求項3に記載の電気回路。

【請求項7】前記機能ボードが、通信システムの前記チャネルをテストするためのいわゆるチャネルボードであることを特徴とする、請求項1に記載の電気システム。